

川俣町内の火災により罹災（りさい）された方へ

1 罹災（りさい）証明書の発行について

火災による罹災（りさい）証明書は、消防法に基づき、管轄する消防署が調査を行い発行します。伊達地方消防組合 中央消防署 南分署にお問い合わせください。

TEL 024-566-2145

2 火災により罹災（りさい）された皆さまに対する川俣町等の支援制度について

※居住の有無や罹災（りさい）程度などで該当とならないケースも想定されますので、詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

支援制度一覧表		対 応 窓 口
①	町民税・県民税の減免	川俣町役場 町民税務課 税務係
②	法人町民税の申告・納付期限の延長	川俣町役場 町民税務課 税務係
③	所得税の災害減免または雑損控除	福島税務署 024-534-3121 (川俣町役場 町民税務課 税務係)
④	町民税・県民税の雑損控除	川俣町役場 町民税務課 税務係
⑤	固定資産税の減免（家屋、償却資産）	川俣町役場 町民税務課 税務係
⑥	固定資産税の申告期限の延長（償却資産）	川俣町役場 町民税務課 税務係
⑦	被災住宅用地の特例（土地）	川俣町役場 町民税務課 税務係
⑧	町税等の徴収猶予	川俣町役場 町民税務課 収納室
⑨	マイナンバーカード [※] 再発行手数料の減免	川俣町役場 町民税務課 町民係
⑩	災害見舞金等支給事業	川俣町役場 保健福祉課 地域福祉係
⑪	日本赤十字社福島県支部災害救援物の取扱	川俣町役場 保健福祉課 地域福祉係
⑫	川俣町町営住宅への火災時一時入居	川俣町役場 建設水道課 管理係
⑬	小中学生の学用品等の給付	川俣町役場 学校教育課 学校教育係

3 火災により生じた廃棄物の処理について

廃棄物の処理については、自己の責任により業者委託などにより対応いただくこととなります。なお、分別などに注意が必要となりますが、不明な部分は、川俣町役場町民税務課 生活環境係 へご相談ください。

4 その他の手続きについて

必要に応じて、各自加入されている場合の保険会社への連絡、免許証など証書の再発行、電気・ガス・水道・電話・郵便などの必要な手続きをお願いします。

(川俣町役場代表番号 024-566-2111)